

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本ペイントホールディングス株式会社		コード	4612
提出日	2020/3/2	異動（予定）日	2020/3/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	原 壽	社外取締役	○													○		有
2	筒井 高志	社外取締役	○										△					有
3	諸星 俊男	社外取締役	○													○		有
4	中村 昌義	社外取締役	○										△					有
5	三橋 優隆	社外取締役	○										○				新任	有
6	肥塚 見春	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	原壽氏は、40年以上の弁護士としてのキャリアを有し、多くのクロスボーダーのM&A取引に関与するとともに、さまざまな企業法務案件を手がけてされました。2011年にはChambers Partners 社よりChambers Asia-Pacific Lifetime Achievement Award を受賞する等クロスボーダーのM&A取引に携わる弁護士として高く評価されておられます。また、当社の指名諮問委員会委員長として、次期CEOの選定や取締役候補者の指名に際し、客観的な立場から重要な役割を果たしました。これらの豊富な実績から、当社の今後の事業成長の必須の前提となるグローバルな視点からのガバナンス構築への貢献が期待でき、こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定であります。
2	筒井高志氏が過去に業務執行者であった野村證券株式会社は当社の主幹事証券会社ですが、同社の顧問を退任してから10年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	筒井高志氏は、長年にわたって野村證券株式会社に勤務され、株式会社ジャスダック証券取引所の代表取締役を務めた経験や株式会社LIXILグループにおいて取締役副社長執行役員としてM&A・IR等を担当された経験があることから、グローバルな事業運営に関する豊富な経験を有しておられます。また、少数株主の権利確保の必要性などコーポレート・ガバナンスに関する高い見識も有しておられます。また、当社の報酬諮問委員会委員長として、譲渡制限付株式報酬制度の導入など取締役の報酬制度改定に尽力いたしました。こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定であります。
3	—	諸星俊男氏は、ITの専門家として40年以上のキャリアを有しておられ、また、我が国の代表的なグローバルエレクトロニクス企業である富士通株式会社の経営に参画され、複数のグローバル企業の日本代表を経て、2018年5月まで安川情報システム株式会社代表取締役社長として同社の経営にあたられました。また、コーポレートガバナンス・コードが取締役会の構成の多様性を強調しているように、ITの専門家のバックグラウンドを有しておられる同氏を社外取締役として選任することにより、当社取締役会の構成に多様性を与え、議論の活性化が期待できます。こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定であります。

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
4	中村昌義氏が過去に業務執行者であった株式会社三菱UFJ銀行と当社は取引関係にありますが、同行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員を同氏が退任してから9年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	中村昌義氏は、1984年以来、米国大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズおよびモルガン・スタンレー、ならびに三菱UFJフィナンシャル・グループの中核証券会社である三菱UFJ証券株式会社において、M&Aアドバイザリー業務および資本市場からの資金調達の特�門家として30年以上の豊富な実務経験を有しております。この間、同氏は、多数の大型のクロスボーダーのM&A取引を牽引し、日本企業のM&A取引を通じた事業の国際化にも貢献してこられました。長年にわたるM&A取引に関する経験により、内外のM&A取引に関する的確なリスクコントロール等の助言を通じて当社事業の発展への貢献が期待でき、こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き独立役員として指定する予定であります。
5	三橋優隆氏が過去に業務執行者であったPwCアドバイザリー合同会社およびPwCあらた有限責任監査法人を含むPwC Japanグループとの間で、当社は、企業買収および内部監査体制構築に係る支援を受ける等の取引関係にあります。また、三橋優隆氏は、当社取締役会の諮問機関として設置したガバナンス諮問委員会のアドバイザーを2020年3月26日まで務める予定であります。しかしながら、当該取引の金額は、いずれも当社の「社外役員の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	三橋優隆氏は、監査法人で公認会計士として会計監査ならびにM&A関連業務に長年携わられ多様な経験を積まれたほか、コンサルティング・ファームの代表取締役としても活躍されました。また、サステナビリティ領域への見識も備えておられ、こうした経験を有する同氏を社外取締役に選任することは当社取締役会の監督機能を一層強固なものにするだけではなく、経営に対する適切な助言も期待できます。加えて、同氏は2019年6月に当社ガバナンス諮問委員会のアドバイザーに就任し、この度の指名委員会等設置会社への移行に向けた機構改革では、当社の取締役会に対して有益な助言を提供しています。こうした観点から、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンス構築のためにも同氏の知見・経験は必要と判断したことから、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は独立役員として指定する予定であります。
6	—	肥塚見春氏は、株式会社高島屋の経営陣の一員として、長年、同社の経営に携わり、現在は日本郵政株式会社、南海電気鉄道株式会社の社外取締役の職を担われています。このように同氏は多様な業界における豊富な経験を有しており、当社がグローバルな事業展開を加速していくにあたり社外取締役として必要な資質を備えていると考えます。また、当社初の女性取締役として、ダイバーシティの観点からも当社経営への的確な助言が期待できます。こうした観点から、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンス構築に同氏の知見・経験が必要と判断したことから、同氏を社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、同氏の選任が承認可決された場合、当社は独立役員として指定する予定であります。

4. 補足説明

当社は「社外役員の独立性判断基準」を定め、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」および当社ホームページにて公開しております。
<https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/>

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※ 3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。